

「LEC 2015年 工藤道場 合格レスキューFINAL」から  
第47回社労士試験【選択式】国年法 空欄Bの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM15052 p.39 No.017]

<国民年金原簿の訂正の請求等>

1~4 <略>

5 ①特定国民年金原簿記録についての国民年金原簿の訂正に係る厚生労働大臣の権限が**地方厚生局長又は地方厚生支局長**に委任された場合には、前記3の諮問については、③**社会保障審議会**ではなく、地方厚生局に置かれる政令で定める審議会(⑤)に諮問しなければならない。

解答 ⑤ → 地方年金記録訂正審議会

本試験出題はこうでした！

第47回 社労士試験 問題  
【選択式】 国民年金法 【空欄B】

1 被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録…<中略>…。

これらの決定に関する厚生労働大臣の権限は  に委任されており、 が決定をしようとするときは、あらかじめ、 に諮問しなければならない。

(解答  → ⑬地方厚生局長及び地方厚生支局長)

解答  → ⑭地方年金記録訂正審議会

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。